

議案第 6 1 号

和光市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市印鑑条例の一部を改正する条例

和光市印鑑条例（昭和 5 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（証明書の申請） 第 1 1 条（略） 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いて、登録者自らが多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して和光市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機をいう。）で当該利用者証明用電子証明書に係る必要な操作をすることにより、証明書の交付を申請することができる。</u>	（証明書の申請） 第 1 1 条（略） 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いて、登録者自らが多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して和光市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機をいう。）で当該利用者証明用電子証明書に係る必要な操作をすることにより、証明書の交付を申請することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）の施行に伴う所要の改正を行うため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。